

函館市事業仕分けの概要

平成23年10月15日(土)第1班

■ 日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・事務局より説明。

■ 1-3-1 市政はこだて発行費の説明

- ・資料に基づき, 企画部広報課より説明。

■ 1-3-1 市政はこだて発行費についての質疑

(D委員)

3点ほど質問させてもらう。1点目は, 市政はこだての製作スケジュールについて。調書に添付されている資料の2ページ目に記載されているが, 10月1日発行分で申し上げる。発行月前々月の8月25日までに希望原稿の集約というのがあり, 9月5日に, 提案原稿が入ってくる。その後, 9月20日まで庁内において, 手直し等を行って原稿を最終確認した後, データを業者に引渡し, 25日に完成・納品となっている。つまり, 一番始めに原稿を集めてから, 約1ヶ月もかけて納品されている。例えば, 10月1日発行分にあるイベントの告知を掲載したいのであれば, 8月の下旬までに日程等が決まっていなければならないと読み取れるわけです。また, 第1稿が出来上がってから, 庁内で検討する期間として2週間ある。市民のみなさんに情報を早く出そうとという事を考えれば, この校正に2週間かかるということは, 時間をかけすぎているように思えるが, その辺どのように考えているのか。

(説明者)

原稿の調整の関係について, 原稿が集まってきた段階で, その内容や重要度に応じて紙面割付を行い, その後, 印刷業者の方にデザインしたものを第1稿の案として提出している。それが, 出来上がるのが各月の5日ということだが, これをもって各部に校正を依頼している。その校正の中で, 変更点などについても柔軟に対応している。

(D委員)

今の質問の補足だが, 各部への校正依頼の開始が各月の5日からで, 校了が20日であることからその間は2週間ほどである。各部において, 自分の所の原稿は1, 2点しかないはず。まとめる部署においては, それなりの時間を費やすのは理解するが, 各部が第1稿を確認するのは1~2日あれば十分に思える。もっと全体のスケジュールを後ろに引っ張って, 短期間で仕上げることも可能に見受けられるがその辺はどうかという趣旨の質問だが。

(説明者)

校了となる20日までの期間の中で, 変更点があれば柔軟に対応する, という説明をさせてもらったが, 中には事業自体が延期となったり, 記事が大きく変更となる場合があるなど, そういったこと

も踏まえ日程に余裕を持たせてある。また、広報課と各課との直接的なやりとりではなく、各部の庶務担当課を通してのやりとりをしているため、庶務の取りまとめの都合上、若干日数がかかっているのではないかと思っている。

(D委員)

わかりました。その件については、庁内の情報の即効性と原稿を校正するということは関係ない。早い話が、20日の校了の直前に最新の情報が入っていればいいだけの話である。つまり、校正を依頼するのは校了の数日前でいいはずである、というのが私の申し上げたいことである。

もう1点が、担当者が1.6人工となっているが、具体的に広報誌の編集、調整作業等にこれだけいるという理解でよろしいか。

(説明者)

人工の考え方については、2人の担当で編集業務を行っているが、他の業務も行っていることからそれを勘案して1.6人工としたものである。

(D委員)

具体的には、市政はこだての編集・作成に関わっている方は2人いるが、時間的にそれ以外の業務に関わっている方もいる、ということですね。

資料に記載されている予算の中に、パソコン等の賃借料の記載がある。それを見るとパソコンは3台となっているが、(業務に携わっている方が)2人なのに3台必要ですか。

(説明者)

通常の事務用に使用しているパソコン2台と編集用のソフトが入っているパソコンが1台ある。ディスプレイも2台あり、効率的な編集作業のためそのようにしている。

(D委員)

編集作業に1台、それ以外の作業に2台必要で、パソコンの機能が違っているということですね。わかりました。

そのことに関連してだが、最初に印刷業者に渡すデータは、画像データとWordのデータと記載されているが、この段階では紙面レイアウトはしていないという認識でよいか。

(説明者)

はい、そうです。

(D委員)

紙面レイアウトをしていないのに、高額な紙面レイアウト用のソフト、フォトショップやイラストレーターなど、非常に高性能なツールであると思うが、実際にこれを使いこなしているのか。これまでの説明を聞いていると、ほとんど印刷業者の方に任せているといった印象を受けるが。

(説明者)

紙面のレイアウトについては、配付している「市政はこだて7月号」をご覧いただきたい。

11ページ以降に「ご案内」というページがある。この部分についてはエディカラーというソフトを使用して、流し込み用のデータを広報課において作成している。

(D委員)

11ページ以降の催し・募集以降について、エディカラーで作成しているということですね。11ページ以降の左側にあるお知らせ（競輪の開催など）については、誰が行っているのか。

(説明者)

囲み記事のデザインについては、原稿はワードやエクセルなどで入稿し、デザインレイアウトの第1案ということで印刷業者の方に作成してもらったもの。修正等があれば広報課の方で原稿作成している。

(D委員)

ありがとうございました。

(G委員)

(市政はこだての表紙に掲載の) 写真は広報課で撮影しているのか。

(説明者)

写真撮影は、市の職員が撮影するほか写真家をお願いしている場合もあるが、主に、写真家が撮影したものを表紙に採用していることの方が多い。

(G委員)

(市政はこだて7月号の) 表紙は市の職員が撮影したものか、写真家が撮影したものか。

(説明者)

7月号の撮影は、専門の外部カメラマンによる撮影である。

(G委員)

こういったもの（表紙の撮影など）は、広報課においてもできるのではないかと。ちょっと考えてほしい。

最終ページの欄（フォトギャラリー）は、わざわざ表を組み込まなくても、ページの中に組み込むことはできないか。

その他、支所のページについて、掲載記事のない場合などは無理に1ページを使用しなくてもよいのではないかと。

(説明者)

フォトギャラリーの写真については、市の実施している行事を紹介するために、その写真をギャラリーとして市民に見せる、という手法をこれからも行っていきたいと考えている。

(G委員)

趣旨は理解するが、例えば、懇親会を行っている写真などは不要だと思うが。

(説明者)

フォトギャラリーに関しては、市民の方が被写体となっているものを使っている。そのため、内部の会議などを使用している例は少ないと思う。

支所区域に関しては、平成16年に市町村合併をした際の条件として、それぞれの地域の情報を広報誌の1ページを使って提供していくということで行ってきている。今後については、市全体の情報

として位置付け、それだけを特別扱いしない方向で考えているが、合併して5年しか経過していないことを踏まえると、地域住民の方と協議しながら進めていかなければならないと考えている。

(G委員)

(うなずく)

(C委員)

ソフトとパソコンの賃借料についてですが。先ほど、7月号の広報誌の表紙は、市の職員が撮影したものではないと説明があったが、資料(広報作成機器一式賃貸借仕様書)の中で、デジタル一眼レフカメラというのがある。これは、ニコンD90というスペックなのだが、これをパソコンで引き出すと(資料を見せながら)こんな立派なものである。写真を他から入手しているのであれば、ひとつは持ち腐れの的なことであるとは思いますが、そんなに頻繁に使っているものではないですよ。どうなんですか。

(説明者)

表紙とフォトギャラリーの写真として使用しているほか、広報課内で記録として保存しておくための写真の撮影にも使っている。

(C委員)

このスペックでなければ駄目なのか。現在は、小型のものでも高性能なものが出ている。パソコン賃借料の36万円の中にこれが含まれているが、新品であれば10万円で購入できる。毎年36万円を賃借料で支払っているが、これを購入する方法に変更する考えはないのか。そうすると1年間で所有権が移るということになるが、いつまでも借りているのか。

(説明者)

パソコンの賃貸借については4年間でリースしており、4年前にリース金額でこのようになっている。今年度はリース更新の年となるが、見積もり合わせを行っており競争原理の中、適正な価格で執行されているものと考えている。

(C委員)

リース期間を伺っているのではなく賃料、要するに債権、所有権を移転するために購入する気はないのかということ。4年リースなので、後の3年は支払わずに済む。民間的な考えだが、検討したことはあるのか。

(説明者)

リースについては、ソフトについても常に最新のものを導入できるメリットがあると考えている。また、修理についても一定のものであればリース費用の中で対応できるものもあると考えているので、トータル的に保守のことを考慮してもリースの方が適正であると考えている。

(C委員)

今、みなさんが行っている業務は、原稿の内容確認・調整、紙面割付作成、完成原稿を印刷業者へ受け渡すということだが、これに最新のソフトは必要なのか。フォーマットする形式があれば充分であると思われるが。時間の関係もあるので、答えられないのであれば結構です。

最後にもうひとつ、函館市の財政は1年間でどのくらいの金額がマイナスをおこしているのかご存知か。

(説明者)

市の財政状況は赤字ではないと認識している。

(C委員)

連結ベースで30億円が赤字となっている。これを部局の方が知らないというのは、全ての業務に影響し、波及することであるので、ご認識願いたい。

(E委員)

担当課による評価を見ると「現行どおり」となっており、仕事とすれば非常に満足しているかのように見受けられるのだが、話をうかがっていると、このままで満足してもらっては困るという市民の考えに至る。参考として、他都市との比較も記載されているが、それを見たうえで、実際に見直しがされているか伺いたい。

(説明者)

見直しについては、これまで新聞折り込みで配布していたものを業者による配布に変更したことにより、約1,300万円の配布料が削減された。校正についても、広報課としての方針を示し、その理解のうえで各部局に原稿を提出してもらうよう依頼している。

委員の方から参考で見せていただいた旭川市の広報については、カラーの印刷で、企画・調整・編集業務を委託で行っており、年間3,800万円ほどの委託料を別にかけて作成しているものと聞いている。どれだけの予算をかけて広報を行っていくのかについては、各々自治体の考え方によるが、現在の当市の財政状況から難しい面が多いと思う。現行の仕様の中で、紙面の改善については普段の業務において取り組んでいけることであるため、行っていきたいと考えている。

(E委員)

配布の見直しで、約1,300万円を削減したことはよいことだと思うが、これでいいんだ、と満足してもらっては困る。市政はこだてだけが情報を伝える術ではないと思う。そのため、様々な角度からの経費の削減と効率的な情報の提供を考えるため、市で発行している他の広報紙の資料を要求した。(その中の配布方法・経費等欄において)町会を通じて回覧をするだとか、町会を通じて配布するほかに公共の施設に設置すれば無料との記載がある。なぜ、町会を通じて配布すれば無料なのかは疑問ではあるが、東部4地域においては配布の費用は出ているはずである。その辺の整合性を図る必要があると思われる。

また、新聞を利用して配布していると思うが、複数の新聞を購読している方には複数の市政はこだてが配布されている実態がある。そういう所も見直す余地があると思う。

現在は町会を利用して配布しているが、町会の加入率も減少していることから、無料で配布してもらうことが本当にいいのか検討する必要があるのではないかと。他都市でも(広報紙を)上手にレイアウトしており、保健所の情報などもきちんと組み込まれているのに非常にコンパクトにまとまっている。そういった勉強もしていくと、もっとよい市政はこだてが出来るのではないかとという意見と問題点を

述べさせてもらった。

(説明者)

市の広報紙は、出来るだけコストをかけずに市民のみなさんへ広報するもの、と思っている。町会における市政情報の回覧については、町会の協力により無料で行っている。先ほど委員もおっしゃっていたが、町会の加入率も低下しており、市の隅々まで市政の情報が伝わっているのか懸念しているところであり、今後、検討していく必要があると認識している。

東部4地域の配布手数料の関係については、従前から町会に依頼している経過もあるが、今後においても町会を通じて配布していかなければならないと考えている。それは、旧函館地域は配布業者に委託しているが、東部4地域については利益がない（他に受託者がいない）ということもあり、町会にお願いしているのが実態である。業者の委託料と町会の配布手数料に単価の差が生じているが、北海道の単価を用いながら、東部4地域の町会の方をお願いしている。

新聞折り込みについては利用しておらず、現在、旧函館地域は業者に委託して配布している。そのため、新聞を複数購読していても、（市政はこだてが）複数配布されることはないものと思う。平成19年度までは、新聞折り込みを利用していたため、委員ご指摘のような複数配布される状況があったと思うが、そういった無駄を見直し、平成20年度から改めたものである。

(F委員)

時間がないので、説明者は端的に回答願いたい。

(説明者)

わかりました。レイアウトについては、業者をお願いしている状況である。

(B委員)

配布の件については、正直、言い訳にしか聞こえない。東部4地域については、町会がコミュニティーの中心にならなければいけないとは理解する。部数が違うので金額に換算するとそれほどでもないが、旧函館地域の単価6.6円に対して東部4地域の単価13円と約2倍も違うことに対して、何らかの見直しをしていくという姿勢は必要だと思う。これ以外に代替えの方法がないというならば仕方がないが、今の説明ではそのように受け取ることができなかったので、これしかないという検討をしっかりとしてもらいたい。

広報紙の媒体としての役割について、紙媒体は高齢の方もいらっしゃるので必要なものと認識はしているが、ホームページやラジオでも広報をしている。それらを踏まえ、情報を市民に伝達するという横の連携は取れているのか。いつも市政はこだてを拝見しているのだが、これを見た後に他の情報を入手するための誘導がないように思われるため、その辺の対応に必要性を感じる。また、（市政はこだてを）全戸配布しているとは言っているが、例えば、ハンディキャップをお持ちの方へのケア（点字など）があるのか。

また、どのくらいの市民が市政はこだてをしっかりと見て情報を入手しているのか、ということをも所管部局において把握しているのか伺いたい。他の自治体ではアンケートを実施したり、広報モニターを募集するなどして、その把握に努めている。話を伺っていると、作ることに満足しているように思えてくるのだが。

(F 委員)

説明者は時間もなくなってきたので、端的に説明願う。

(説明者)

障がい者への対応としては、点字版・録音版を作成している。

アンケートについては、平成16年度に実施しているが、その中で「市政情報を何で見ましたか」という質問をしており、62.4%の方が広報紙によって情報を得ているという回答があった。市民意見等を紙面で募集することは他都市でも行われているため、今後、検討していきたいと考えている。

(A 委員)

これまで事業仕分けを行ってきた中で、市の財政状況が非常に厳しいものと感じている。そういったことを踏まえると、さらなる経費の削減が必要だと思っている。例えば、パソコンのソフトについては、最新のソフトである必要がない。印刷業者の方が最新のソフトに更新していないので、購入をして、3～4年に一度ソフトを更新するという対応でよいのではないか。また、常識的なことを(担当者が)理解していないのであれば、2名も職員を配置する必要はないと思う。1年に一度くらい印刷会社の現場を見に行き、体験する必要があると思う。今の説明を聞いた感じでは知識がなく、前任者からの引き継ぎであったり、仕組みをただ踏襲しているだけの印象を受けた。今の時代であれば、情報収集をしながらリニューアルということを考えなければならない。

紙面的なリニューアルは何か行っているのか。

(説明者)

定期的に、という意味ではリニューアルを行っているわけではない。市政情報のお知らせ記事が多いため、市民のみなさんからも情報を提供してもらい掲載していくといった紙面づくりなども検討していきたい。

(A 委員)

2年に1回くらいは全面見直しすると言う前提で、色々情報収集してみてはどうか。

(F 委員)

それでは時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業を廃止のうえ制度を再構築」が1票、「委託化を検討」が2票、「改善を図る」が4票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

■1-3-2 臨海研究所管理運営経費についての説明

・資料に基づき、企画部企画管理課より説明。

■1-3-2 臨海研究所管理運営経費についての質疑

(G委員)

この研究所は、水産・海洋に関する研究を行う企業に貸しているとのことだが、全く関係のない企業に貸したことはあるのか。例えば、共和コンクリートはどんな仕事を行っていたのか。

また、利用者があまり芳しくないようだが、9月1日から25日までの利用者が35人となっていた。そういう中で、年間1,200万円という経費を使っているのだが、経費に清掃委託と設備保守委託があるが、これは具体的に何か。

(説明者)

設備保守委託の内訳について、電気工作物の保安全管理委託、エレベータの昇降機保守点検委託、消防用設備保守点検委託、自動ドアの設備保守点検委託、平成22年度から空調機の室外機保守点検委託、となっている。

清掃委託の頻度については、毎日行っている。

共和コンクリートについては、実際には、アルガテック共和海藻技術研究所が平成20年度まで入所しており、海藻に関する研究を行っていた。

(G委員)

清掃についてだが、私が行ったときには、真っ暗で1社しか電気が付いていなかった。掃除の方が1名いたが、入館者もおらず非常にきれいな状態だった。本当に毎日の清掃が必要なのか。見たことあるのか。

(説明者)

ある。

(G委員)

2階建ての施設なのにすごく立派なエレベーターが付いているが、本当に必要なのか。階段で十分だと思う。そのエレベーターに保守点検も付けている。その辺の考えを伺いたい。

(説明者)

車いす対応ということで、エレベーターを設置している。実際に、エレベーターの使用頻度は少ないが、体の不自由な方への対応ということで設計、設置している。

清掃については毎日行っているが、一般の入館者への対応ということもあり、毎日行っている。

(G委員)

臨時職員にこの業務を行ってもらってはどうか。

(説明者)

臨時職員の業務内容も含めて検討したい。

(D委員)

資料の中で、光熱水費、平成22年度決算見込では2,789千円、入居している企業からの光熱水費の徴収分は1,200千円ほどである。持ち出しが1,500千円ほどですね。研究室6室全てが埋まっている状況なので、残りは共用部分あるいは事務室の部分だと思われるが、共用部分につい

ては入居者から応分の負担を求めることが一般的だと思う。なぜ、このように大きな差となっているのか伺いたい。

また、同じように複写機使用料について、入館者から使用分を徴収しているとは思いますが、差額（持ち出し）が500千円ほどある。この規模の施設であればかなり高額に見えるのだが、何か特別な理由があるのか。

(説明者)

光熱水費の持ち出し分について、作業を一般の方にも公開しているギャラリーを備えた施設であるため、当該共用部分の光熱水費について入居者に応分の負担を求めている。その他、企画部のスタッフが水産・海洋に携わる業務を当該施設にて行っているため、その経費相当分についても当該費用に含まれている。

複写機については、入居者の方に有料で使用させていない。施設で使用する部分と事務局で使用する部分と一緒にしている。事務局経費は概ね1,000千円で試算している。

(D委員)

臨海研究所と事務局の経費は本来分けるべきのものであるが、そういった区分経理をしていないという理解でよいか。

(説明者)

そのとおりである。

(D委員)

わかりました。入居各社の常勤者数について事前に質問させていただいた。現在入居している5社のうち2社には常勤の職員がおらず、その他の3社については各々2名の常勤者がいるという回答となっている。G委員の指摘にもあったが、私も何度か行っているが、ほとんど人の気配がない。研究室が外から見えるようになっているが、ここで人が働いているのを見たのは1度しかない。それも、その会社に取材するために訪れたので、普段見られるかはわからない。印象としては、オフィスとして使用しているといった印象がない。事務局の方も感じていると思う。ほとんど人気がない。

一方で、建物は旧函館西警察署庁舎ということもあり、歴史的建造物である。そのため、色々な観光パンフレットにも掲載されているが、夜間ライトアップはされているが、平日は17時で閉館し、土、日曜日は休館となっている。観光施設としての役割を果たすと言う意味では、ちょっと問題ではないか。実際に施設まで足を運んだが入館できなかった方を、私は何人も目にしている。そういった点についての考えがあるのか伺いたい。

(説明員)

研究室の通常時の部分、ガラス越しのラボの部分を見た時の印象は、D委員ご指摘のとおりであると私も感じている。研究室は、ガラス越しに見ることができるラボの部分と、閉ざされた事務スペースが奥にある。実際に、事務スペースにはほぼ毎日スタッフが入っているのが3社。ラボでの活動を実際に見ることが可能なのは、委員もご存知のとおり1階の一番手前の部屋と、2階の一番奥の部屋の2つとなっている。施設は、研究開発をするというその性格から、365日24時間、研究員が常時

入退室ができるようなセキュリティ体制をとっているため、観光客が訪れた際に常時研究状況を見ることが出来る、という当初の目的を果たしていない現状にある。

一方で、外側から見られて研究開発をすること自体に無理があるのではないかと、という意見もあることから、今後、検討していきたいと考えている。

土、日曜日および平日17時以降の入館に関しては、基本的には研究開発室であることから、その時間帯に開館するという対応を考えていない。

(D委員)

(うなずく)

(C委員)

調書に記載の担当課の評価の中で、「一定の成果を上げていると考えており、今後も継続して事業を継続していきたいと考えている」とあるが、研究の成果としては産業振興があげられると思うが、一定の成果をあげていると、確信を持ったのは何か。

(説明者)

ひとつは、マリンバイオクラスターという海に関する開発を行っている中で、ベンチャー企業の拠点で研究開発、試作、一部製造までいっているのが1社。うちの方の研究開発の支援を使って、南茅部またその沿岸域の漁業に活用できるような、今までにない魚群探知機の開発などがまずひとつある。

入居企業については、道外から2社、道内の市外から1社、3社の企業は大学の先生と共同開発ということでサテライト的な拠点あるいは拠点自体を移していただいた企業もある。

こういった点を踏まえて、一定の成果があったと説明したものである。

(C委員)

そうですか。今の一定の成果がどのように函館の財政に寄与するのか。

(説明者)

先ほども、函館国際水産・海洋都市構想の説明はしましたが、函館の場合は海から始まる水産業、水産加工業、それに伴う装置産業、流通、卸という形で産業の集積が広まり、形成されている。この関連企業の誘致や増強となれば一番よいのだが、そのためには、新商品の開発や新技術の開発が進むと、自然と1次産業から2次産業へ、2次産業から3次産業というように開発を推し進めることで、繋がっていくのではないかと、という水産・海洋都市構想の考えのもとに臨海研究所、そして次のセンターということで今考えている。

(C委員)

その程度の研究開発であれば、各企業自費で行っているとは思いますが。ベンチャーキャピタルのようにパテント的な全国や世界の企業が惚れ込むような、そこまでのレベルの研究開発ではない、ということか。

(説明者)

私自身が研究開発のレベルを正確に伝えることは難しいかもしれないが、入居企業の中には、新しい形で水産資源の有用物質、不要物質というように分析の基礎研究を行っている企業が1社。私が南

茅部の出身で、地元で計量漁業探知機の漁業振興というのがあり、その装置そのものは海外の中東諸国でも同じような実証実験を行っていて、将来的に確実に一定の大きなマーケットに繋がる確証はないが、そういった研究も行っている。

(C委員)

函館市はボックスで賃料を取っているだけである。正直なところ、その中に入居している企業が成果をあげようが、市には何の関係もない。TLO法という法律が出来ている。これは、研究開発があった場合、国をあげて助成金を入れて、しかるべき研究をする、と法律ではなっているのだが、函館市については、そこで何が生まれようと経済的にそんなに効果はないと思うのだが。

(説明者)

函館市の臨海研究所の場合は貸し室であって、入居している企業が開発を行っても市に何のリターンもないという質問だが。

研究そのものに支援できないほか、成果があったものに対して、一定程度市に（利益を）戻してもらうことも行っていない。また、今後においても市にリターンを入れる形を考えていない。

(C委員)

考えていないですか。

(説明者)

考えていない。実際に貸している企業については、文部科学省や経済産業省の支援策を大学の先生と一緒に活用している研究拠点として活用している。

(C委員)

函館市が右肩上がりの財政で、非常に裕福な状況であれば市民の理解も得られるとは思いますが、市の財政状況が現在どうなっているのかご存知か。具体的な数値で。

(説明者)

現状では回答は難しいが、経費だけで3割落としていかなければならない状況であると認識している。

(C委員)

やはり分からないんですね。連結ベースでは30億円がマイナスとなっている。そのような状況の中で、このような研究を市民が納得するのか。

私も何回か行ったことがあるが、入館者についてはどこでこれをカウントしているのか。私はカウンターされた記憶はないのだが。平成21年度の入館者数は894人で平成22年度は701名となっているが。

(説明者)

入館者数については記名する用紙を備え付けており、記入してあるものの合計を記載してある。実際にカウンターを設置しているわけではないが、確実に記載の人数は入館していると理解していただきたい。

(C委員)

この入館数であれば、普通の民間企業でいうと完全に閉鎖ですよ。目的等は理解するが、民間企業であれば閉鎖です。

(説明者)

施設の目的については、水産・海洋都市構想を推進するための貸研究施設である。西部地区に立地し地域全体を盛り上げていきたいと考えている。来館者数は少ないが、それを目的としている施設ではないということをご理解願いたい。

(E委員)

目的が変わっていく印象を受けているが。実際には産学官の拠点づくりのため、この場所を選んでいるわけであるが、たった5～6社しか入っていない。研究というのはもっとたくさんあるものと認識していた。この施設に入りたい企業が多数あり、引く手数多の状況だと思っていたのだが。

(説明者)

函館市内の産学官研究については、臨海研究所に入所している企業とだけ行っているものではない。地元企業と大学が組んで独自に取り組んでいる所もある。入所企業が待っている状況になってもらいたいという希望はある。

(E委員)

わかりました。実際に施設のキャパ的に対応できるのか、という疑問がある。見学が出来るような研究しか出来ないのではないのか。秘密裏に研究する必要があるものもあるはず。ラボだけ見せるための施設であれば、ここに入る必要がないと思ってしまうような施設に思えてしまう。これと同時に、函館の西部地区にこれらを集積したいという大きな考えを持っている。その目的がここで達成できるのか。

(説明者)

その目的は、臨海研究所だけで達成できるとは考えていない。公開できるラボの研究レベルでいいのかということについては、委員ご指摘のとおり秘密裏に行わなければならない研究もあるものと認識している。

(E委員)

現在入居している企業は、期限を設けて貸しているのか。

(説明者)

入居については審査を行い、3年以内で貸している。その後継続して入居したい場合については、審査して入居している。

(E委員)

わかりました。この施設は、研究を市民もしくは観光客が理解するための施設であるが、実際に函館市が目指すものとの間にギャップがあるように感じる。この施設は、目的の達成度がわかりづらい施設だと思う。ピンを立てて事業を行っていく必要があり、これだけのコストをこのままかけ続けるべきなのか、施設の存続も含めてしっかりと検討してもらいたい。

(F 委員)

私の進行が悪くて時間がなくなってしまった。B 委員と A 委員から意見等あるか。

(B 委員)

(質問辞退)

(A 委員)

臨時職員の方の仕事は何なのか。目的を達成するための専門性のある方を雇うための賃金とは思えないので、一応置いているような印象がある。実際に何をしているのか、ということを知りたい。光熱水費が平成 22 年度までは 278 万円であるにもかかわらず、平成 23 年度が非常に多くなっている理由は何か。また、貸館施設という現状の中で、自動車リースは必要なのか。

(説明者)

臨時職員の業務内容については、入居者の光熱水費の徴収管理、会議室使用の受付等のほか、職員が大学等などへの外勤が多く留守がちであることから、その留守番などである。

光熱水費については、入居者の使用状況により増減する。先ほどの説明の中で、我々の事務経費が 100 万円ほどである旨の説明を行ったが、自動車のリースはその経費に含まれている。

(A 委員)

光熱水費は、(平成 22 年度)決算額から(平成 23 年度)予算額が 200 万円も増加しているが。

(説明者)

予算については、上限を見込んで計上しているためこのようになっている。

(A 委員)

わかりました。

(D 委員)

委員の方々から意見が色々あったが、観光施設として見せる目的、研究状況を見せる目的、研究施設としての目的、市の担当部局が入っているといった 4 つくらい目的があるが、どれについても目的を達成できていないと思われる。一番被害を受けているのは入居企業で、広さや秘密裏に研究を行いたい場合など、(そういった要望を)入居を希望している企業から聞くべきではないか。

例えば、ガラス越しに見えるようになっているが、企業が希望しないのであればそれを止めてしまってもよいと思う。ショーウインドウとして見せたい所は見せればよい。そうでない所は、相当柔軟な対応をしていかなければ、実際問題としてここに入居している企業は賃借料 45,000 円だから、交際費くらいに思っているのではないか。78 m²の場所に人が入っていようがいまいが関係なく、連絡用の場所として使えばよい、と思っているのかもしれない。そういう意味では実際の事業目的とミスマッチしていることをしっかりと認識して、運営方法あるいは人員配置、入居企業に対するサービスなど、全面的な見直しが必要ではないか。

(F 委員)

時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「廃止」が3票、「民営化を検討」が1票、「委託化を検討」が1票、「改善を図る」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

■1-3-3 函館圏公立大学広域連合負担金についての説明

・資料に基づき、企画部企画管理課より説明。

■1-3-3 函館圏公立大学広域連合負担金についての質疑

(D委員)

全体で総額20億円という大きな予算だが、この中で広域連合という組織とそれに関わる費用についてポイントを絞って質問したいと思う。

広域連合というのは、未来大学の設置団体で函館市単独の市立大学としては設置許可が下りないことから、文部科学省からの指導に基づいて近隣市町と広域連合を組む形で申請したと聞いている。

その後10年が経っているが、その間に大学は独立行政法人化している。他都市の例を見ると、青森の公立大学、これは広域連合ではなく一部事務組合だが、その他、宮崎公立大学などが当初近隣の市町と広域連合により大学を設立している。独立行政法人化する際に、それらの連合組織を廃止し、単独の市の大学に変更している。現状でこういった組織を構成しているのは、函館と釧路だけだと聞いている。

そのことによって何が起きているかという点、広域連合という組織がありながら、同時に独立行政法人がある。独立行政法人というのは、その組織の中で、運営・財政・経営など全てについて、一定の公開性と市民の合意が得られるように運営ができる、というのが意義である。それができていながらもかわらず、広域連合を残す積極的な理由がないように思われるが、その辺についての考えを伺いたい。

(説明者)

設置の経過についてはおっしゃるとおりである。(公立はこだて未来大学は)広域的な役割を果たす地域の大学という位置付けで設立している。市立化については、広域連合の判断になるため、他の構成市町である、北斗市や七飯町を交えて進めていく事項ではあるが、現時点においては、広域連合を設立主体とした、広域的な地域の大学という位置付けは変わらないと理解している。

(D委員)

今の話で、函館市として広域連合を改組する考えはない、ということ伺った。現状を見ると、資金の出し手としてどういう形になっているのかについては、資料の中に関係市町負担金の説明があり、総額19億4千万円の対象経費に対し、交付税が18億1千万円、函館市の負担が1億2千9百万円、北斗市10万9千円、七飯町7万2千円となっている。北斗市と七飯町については、広域連合の運営

費に対する負担となっているが、交付税の収入が減った場合など、歳入不足が生じた場合に、北斗市や七飯町からも広域連合の運営費以外も負担することになるのか。あるいは免除となるのか。

(説明者)

今、ご覧になっている資料の中で、広域連合運営費分については2市1町で負担することとなっている。大学法人運営費分等については、現在のところ、全額交付税で充当できているのだが、全額充当できない場合については、負担割合に応じた負担金が発生することになっている。

(D委員)

これまでに交付税が不足して、2市1町が負担金を支払ったことはあるか。

(説明者)

これまでにはない。

(D委員)

わかりました。

(説明者)

すみません。開学当時は学生が少なく交付税が低かったため、その時に負担してもらったことがある。

(D委員)

それでは具体的に広域連合の費用の中身について伺いたいと思う。別資料「函館圏公立大学広域連合決算額推移」に、総務費と議会費があり、この2つが広域連合の固有の費用であると推察するが間違いはないか。

(説明者)

間違いはない。

(D委員)

それでは中身に入っていきたいと思う。

選挙費、選挙管理委員報酬と監査費、監査委員報酬というのがある。それぞれ約10万円。その他所要経費の中に行政視察の費用として平成20年度に41万円、議会費、旅費の中に、平成19年度120万円、平成21年度100万円という行政視察の費用がある。私の理解では、広域連合議会の議員は、それぞれの関係市町村の議員がなっているはず。監査委員については、函館市の監視員が兼務しているはず。それぞれについて、兼務をしている場合に、報酬等を支出する根拠を示してほしい。

(説明者)

兼務している職員には報酬を支払っていない。兼務をしていない行政委員に対して報酬を支払っている。

(D委員)

わかりました。それぞれの広域連合の議会は、年に約3回ほど開催されている。議会の議事録を見ると、平均の開催時間は7分です。2回ほど30分程度になったこともあるが、これは、公立はこだて未来大学において医学部を設置することに関して、特定の議員からの質問が多かったためである。

先ほど、広域的な役割を果たしていく、との説明があったが、実際の議会の開催時間の短さを考えると形骸化しているといえる。どう思いますか。

(説明者)

実質の審議の時間が短いのは指摘のとおりだと思う。議会自体は、広域連合も、ひとつの地方公共団体として位置付けられていることから、設置しなければならないということである。開催時間については指摘のとおりだと思う。

(D委員)

ちょっと報告します。函館圏公立大学広域連合なる組織が、事務局を持ち議会を持っているということ、市民の方がどのくらいご存知か。かつそこに毎年500万円の費用がかかっていることをどのくらい衆知されているのか。私自身も具体的に中身を見るまでは知らなかった。独立行政法人化する以上は(広域連合といった)屋上屋になるような組織は不要で、法人が独立した運営ができる、そのために必要な組織体制を整えることにある。資料に組織概念図が出ているが、独法化したところは下の黒い囲みの部分だけでやっているはず。出資者である函館市が、一定の権限を持つことは構わないと思うが、法人に第三者を入れた運営組織をもつことで十分であるのに、なぜ、広域連合を残したのか、積極的な理由をもう一度確認したい。

(説明者)

1点確認したい。仮に、市立化した場合においても、今の広域連合の代わりに函館市というものが位置付けされるという理解でよいのか。

(D委員)

設置者であるためそのようになる。

(説明者)

公立はこだて未来大学自体が、広域的な役割を果たすための地域の大学であるため、現時点において設置者は広域連合でよいと考えている。

(D委員)

わかりました。

(G委員)

評価委員はどういう方か。

(説明者)

評価委員は全部で5名おり、教育の学識経験者3名、経営関係者2名で構成している。

(G委員)

その方たちの報酬はいくらか。

(説明者)

1回の会議につき5,000円である。

(G委員)

資料の決算推移額のどこに記載されているか。

(説明者)

総務費の一般管理費の委員報酬に記載している。(受領を) 辞退している方もいるので、決算額が人数と一致していない。

(G委員)

わかりました。平成21年度と平成22年度ともに定期預金残高が1億6千万円あるが、何か金融商品になっているのか。

(説明者)

公立はこだて未来大学の期末時点での残高であり、広域連合とは関係ないものである。

(G委員)

わかりました。

(A委員)

2年に一度行政視察に行っているとのことだが、具体的な内容と行き先および今後何年くらい続けていくのか伺いたい。

(説明者)

議員の平成21年度の行政視察は、名古屋市立大学と横浜市立大学に議員9名全員で行っており、内容については、法人化後の法人業務と医学部の運営について調査している。

監査委員の平成22年度の行政視察は、下関市立大学に2名で行っており、監査関係業務と大学の経営状況および評価委員会の状況について調査している。

(A委員)

これは本当に必要なのか。金額が大きいのので疑問に思ってしまう。

(説明者)

他都市の視察結果を持ち帰り議会でも議論していることから、必要なものと考えている。

(A委員)

無駄にはなっていないのかもしれないが、これは必須なのか。

(説明者)

2年に一度、視察に行くことは必要だと考えている。

(A委員)

わかりました。

(E委員)

なぜ、(行政視察に) 議員全員が行かなければならないのか。頂いた資料の中にその議論が記されていない。一人の方が医学部設置に対して勉強しているように見受けられたが、なぜ、名古屋市立大学と横浜市立大学だったのか、道内ではだめだったのか。コスト意識が感じられない。

(説明者)

広域連合の事務局としては、広域連合には議会事務局があり、そこから必要なものということで支出を認めている。行き先を場所で選択しているのではなく、参考になる大学を視察先に選択している。

また、資料として渡してある過去1年分の議事録は、活発な議論がなされていないものとなっているが、平成19年度は法人化のため大阪に視察に行き、その後の議会においては活発な議論が行われていた。

広域連合事務局とは別に、広域連合議会事務局という組織があり、その組織の判断で行き先が決定されている。実態としては、我々の権限が及ばない状況である。

(E委員)

了解した。調査の結果報告はどのような形で行われているのか。

答えられないのであれば結構です。ペーパーベースのものがないということですね。

(説明者)

はい。情報公開条例に基づく公開ということで、積極的に公開しているものではない。

(E委員)

事務局が行っている調査の判断から、そういったものはないということか。

(説明者)

はい。

(E委員)

実態として、視察研修後の結果報告を行う体制になっていないということか。

調査自体は、函館市、北斗市、七飯町各々の議員が大学の調査のために視察に行っていると思うが、報告書はないということですね。

(説明者)

広域連合議会事務局の方で、(視察研修に関する)報告書を作成しているかどうかは把握していない。

(E委員)

わかりました。調査内容等についての真意を確認することはできないということか。

(説明者)

広域連合議会事務局の方に情報公開請求をしていただくことになる。

(A委員)

調査に行った、名古屋市立大学と横浜市立大学はそれぞれ独立行政法人化しているとのことであるが、広域連合を組んでいるため見に行ったのか。あるいは、独立行政法人そのものを見に行ったのか。

(説明者)

独立行政法人を視察に行っている。現在、広域連合を組んでいるのは函館と、一部事務組合となる釧路市の2市である。

(A委員)

広域連合というものの存在意義を考えるために、視察に行く必要があるものと思った。独立行政法人の方でも(広域連合とは別に)視察に行っているのか。二重に行っていないのか。

(説明者)

大学の方では調査に行っていないと聞いている。

(A委員)

(広域連合での) 調査結果は、大学の方に何らかの形でフィードバックされるのか。

(説明者)

議会が視察に行き、大学法人に対して情報提供することも可能ではあるが、議会と行政という二元代表制の機能を担っていくため、現在はそういった情報提供は行っていない。

(A委員)

わかりました。

(C委員)

今の話は2本柱になっているということですね。運営の執行側に必要であれば一般管理費を充てるし、教授が研究のために必要なものであればそういった経費は教授が支払うべきである。自分の研究のためなので。こういう風に分けているという認識でよいか。

(説明者)

先生方の研究のためのという・・・。

(C委員)

研究のために運営費から支出するのはおかしい。大学は独立採算制なので。

未来大学に私は期待している。それはベンチャーキャピタルである。学術で研究した成果を市場に反映する。それを函館市がフィードバックする。こういうようなシステムをどのように構築しているのか。一生懸命人を育てて世界に羽ばたいていくのは広義の意味ではよいかもしれないが、財政状況がこのような状況なので、函館のためにロイヤリティーをおとすような仕組みがあるのか。大学を出た方が育ち、地域に根ざす、おとしていく仕組みを構築しているのか。

(説明者)

大学自身のパテント(特許権)登録しているものは少ないが、そういったものはまだ事業化されておらず、ロイヤリティーといったものが獲得できるまでには至っていない。

ベンチャー企業ということだが、未来大学の学生が関わって立ち上がったものが3件あると聞いているが、いずれも未来大学で培った最先端の技術に基づくベンチャーではなく、ビジネスモデルとして市内の様々な事業に関わっていると聞いている。今の質問にあった、最先端技術によってパテントで一定程度の資金を入れることは、未来大学の単独の仕組みとしては持ち合わせていない。

(C委員)

わかりました。今後、経営のできる卒業生を育成する考えはあるのか。

(説明者)

特許ということに限定すると、そういった獲得には努めているところである。登録済みのものは現在2件あり、出願中や登録審査請求中のものが何件かあるので、そういったもので少しでも外部資金を獲得したいということは考えている。

(C委員)

全国の公立大学の交付額からみると、未来大学への交付額はわずかであるが、大変だと思うが市民にフィードバックするような運営をお願いしたい。

(B委員)

これまでの話を聞いていると、設立当初の目的は果たされた今、広域連合そのものの存在価値が見い出せないでいる。ひとつ確認したいが、各市町の負担割合が規約の中で決まっているが、この按分の仕方に疑問を感じている。また、議員の定数が9名（函館市4名、北斗市3名、七飯町2名）となっているが、この連合の中で9分9厘の費用負担をしている函館市の定数が過半を割っているのはどうなのか。

(説明者)

調書に記載されている釧路公立大学の事例のとおり、他都市においても記載のような状況となっているということでご理解いただきたい。

議員定数については、現在、函館市4名、北斗市3名、七飯町2名という体制となっており、議員総体の数を多くしないこと、函館を一番多くすること、総体を奇数にすることなどの理由から広域連合設立当初からこのようにした、と聞いている。

(B委員)

(うなずく)

(C委員)

資料の中に、「利益の処分に関する書類」というのがあるが、その中で、地方独立法人法第40条第3項で議決をとりつけて（平成21年度第2期事業年度では）6,900万円ほどポケットに入っているわけだが、これだけの利益を確保しているのであれば、今後、市民からの負担金は必要はないと思われるが。

(説明者)

独立行政法人の趣旨とすれば、剰余金についてはそれを積み立て、大学の発展のために使用していくというシステムがある。

(C委員)

言っている趣旨は理解するが、函館市が右肩上がりの財政状況ではないので事業仕分けも行われているわけですよ。こういうページを見ると”おっ”とってしまうんですよ。

(説明者)

ご存知かもしれないが、積立金と特定目的の積立金に積み立てる方法がある。現状財政状況が厳しいということで、いわゆる大学内留保として赤字補てんに使うのではなく、教育の目的のために地域の広域連合に一度戻し負担の軽減を図っている。

(C委員)

今、財政状況が厳しいという話が出たが、どのくらい厳しいがご存知か。金額で答えられるか。

1年で30億円ですよ。先ほどの6,900万円は、ほしいですよ。是非とも市の財源に寄与していただきたいということです。

(説明者)

次年度に支払う交付金を減らして交付しているのだが。

(C委員)

それを聞いて安心しました。

(D委員)

先ほども申し上げたが、青森公立大学と宮崎公立大学は一部事務組合もしくは広域連合を廃止している。これらについて、函館市としてはどのように考えているのか。

(説明者)

市としてどう考えるかということか。

(D委員)

質問を変えます。文部科学省の指導に従う形で広域連合を組織したというのは、大半の方は知っている。青森公立大学と宮崎公立大学についても同様のケース（事後に独法化）であると思われる。それに対して函館市として何らかの判断をしたのか。議論がなければならないということで構わないが。

(説明者)

具体的な検討の経過というものはない。将来的な可能性はどうか、ということについては広域連合の解散ということになれば、北斗市や七飯町との協議も必要になってくる。

(D委員)

わかりました。

(説明者)

広域連合としての運営経費500万円がどうか、という話が出ていたが、資料にある「函館圏公立大学広域連合決算額推移」の平成22年度決算額に、議会費249,000円、総務費3,384,735円とある。その内訳に諸費というのがあり、この中で前年度の運営経費での余剰分を市に戻しているため、実質の平成22年度の経費とすれば110万円程度しかない。この金額が適正かどうかは別として、これだけの経費額であるということを確認していただきたい。

(D委員)

平成22年度決算のことをいっているのか。

(説明者)

法人化後の平成20年度と平成21年度については、訴訟や不服申し立てなど緊急の費用がかかったため費用がかさんでいる。

(D委員)

ここに出ている経費は、実際の経費として認識されたものであって、函館市の職員や監査委員、議員は経費とならない部分で色々と仕事をしている。そういったものはここに出てこない。あえて言うが屋上屋の組織を持つことにより、議会や事務局などを持たなければならなくなり、さらには、色々な書類等を作成しなければならず、ここに記載されている2,3百万円という経費だけでは済まない。こういうものを行政の無駄という。独立行政法人を作っておきながら、なぜ、広域連合を廃止しない

のか、これに対して納得のいく説明が出来ていない。これは意見である。

(F委員)

時間となったので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「事業廃止」1票、「事業を廃止のうえ制度を再構築」3票、「改善を図る」が2票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『事業を廃止のうえ制度を再構築』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

■1-3-4 任意予防接種費についての説明

・資料に基づき、保健所健康づくり推進室健康増進課、母子保健課より説明。

■1-3-4 任意予防接種費についての質疑

(G委員)

調書の担当課の評価に、「国は定期接種化（全額公費負担）の方向で検討しており、定期接種化にならなかった場合でも、事業の目的や必要性を考慮し、本事業は継続していく」とあるが、全額国の負担にならなくても、事業を継続して実施していくということか。

(説明者)

現在は1/2の国の負担であるが、このままの制度内容でいいのかということも含めて、検討していきたいと考えている。

(G委員)

それは全額（市の）負担ということも含めてですね。

(説明者)

（うなずく）

(D委員)

ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種について、助成期間が平成23年1月1日～平成24年3月31日までの1年3ヶ月となっている。国の予算は通常3月で年度が終了すると思うが、年度がまたがっているためどういう意味なのか、その辺を伺いたい。

(説明者)

助成については単年度毎で考えている。事業として継続して行うためそのように記載しているが、予算的には、平成22年度については平成23年1月1日から平成23年3月31日まで、平成23年度については、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとなる。

(D委員)

わかりました。

(E委員)

説明の中で、小児予防接種の種類が多いため、計画的に接種していく必要があるとのことであったが、そのための参考となる接種プログラムなどを提示していないのか。

(説明者)

私どもの方では「接種スケジュール」と言っているが、次は何を接種したらよいかという問い合わせについては、面接や健診の場において指導している。現在の予防接種は個別の医療機関で接種することになっているため、予防接種の時期を個別に指導している医療機関もあると聞いている。

(E委員)

ひとつの病院で全て接種するわけではないのか。

(説明者)

大半のお子さんは頻繁に熱を出すのでかかりつけの病院があり、そちらの方で予防接種を受ける場合が多い。

(E委員)

私にも子どもがおり、接種をし忘れたことがあったのだが、スケジュールを周知するいい方法がないのか。医療機関と連携し、函館市や医療機関が策定したスケジュールを共用するなどの連携が図られていないのか。

(説明者)

小児科医会の方で、接種スケジュール表を作成しており、医療機関の方ではそういったものを利用して保護者の方に示している。

(E委員)

費用については、接種すればするほど市の負担が増えていくが、子宮頸がん予防ワクチンの接種率は65%ほどであるが、他都市と比べて高いのか。

(説明者)

平成22年度の函館市における子宮頸がん予防ワクチンの接種率は65.3%であるが、平成22年度の中核市平均では23.05%で、道内の10市平均では31.78%となっており、函館は特に高い状況となっている。

なお、子宮頸がん予防ワクチンの接種率は高い状況にあるが、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種率は他都市と同等程度の接種率となっている。

(E委員)

ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種率を高めていく必要があるのか。

(説明者)

この任意予防接種は法に基づくものではないため、接種する側に義務が課せられているものではない。そのため、積極的な勧奨をしていくことは現時点において考えていない。

(E委員)

回数があるワクチンを接種している場合で、保護者の判断により接種を途中で止めると効果が薄く

なると小児科の医師に聞いたのだが、その辺の情報提供はどうなっているのか。

(説明者)

今後においても、接種した場合のメリット・デメリットをしっかりと広報しなければならないと考えている。

(E委員)

先ほど、市政はこだての事業仕分けを行ったが、その中で、どうしたら保健所の情報掲載をコンパクトにできるのかという検討も必要である、ということ述べさせてもらったので、その辺も考えてほしいと思う。

(説明者)

今回の予防接種については対象者が限定されているため、市政はこだてに掲載せず、対象者に個別通知している。そのため、市政はこだてに掲載しなくても、情報提供はできているものと考えている。

(E委員)

(うなずく)

(A委員)

健診のスケジュールについては、保健所での4歳児健診時などに指導されるので、さほど不安もなくできているものと感じている。任意予防接種については、リスクもあるため、パンフレットにも記載されているとおり、保護者の判断で行うべき、という判断でよいと考える。これは意見です。情報の伝達手段とすれば、みなさん携帯を持っているので、紙での通知ではなく携帯メールの方がコストもかからず良いのではないかと思います。また、私はパンフレットを見ただけでは(予防接種接種を受けるか)判断できなかったもので、かかりつけの医師に相談した。インターネットを活用し、もっと情報を発信してもらいたいと思う。感想というか意見です。

(C委員)

子宮頸がんの方は、緊急促進臨時特例交付金に基づき全額助成されているが、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについては、実態として予算が足りているのか。

(説明者)

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについては、3つとも全額助成している。先ほど説明したとおり、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種率が予想を下回っている状況である。予算計上の際は、100%の接種率で考えているため、これ以上予算が増えることはないものと思う。

(C委員)

接種対象年齢で割り出しているということですね。わかりました。

ちょっと角度の違う話になる、函館市の財政状況は厳しいが所管部局の方で1年間でどのくらい財源が不足しているかご存知か。

(説明者)

それは金額か。

(C委員)

黒字だと思いますか。

(説明者)

そういう認識はない。

(C委員)

ありがとうございます。

(B委員)

前提として、このワクチン接種をしないリスクと必要性・有効性は十分理解しているつもりでいる。個人的にはもっと推進していくべきという立場でいるが、公費を使うという中でどれだけの認識とどれだけの市民に対する啓蒙ができるのか伺いたい。特に子宮頸がんのワクチンについては、一部では、無知な国民を騙して公費助成にたかる医療業界の口実、とった批判もある。サーバリックスにしてもガーダシルにしても（いずれも子宮頸がん予防ワクチンの名称）認可されたのはここ1、2年の話である。諸外国およそ90カ国において接種されてきているが、事故も起きてはいる。因果関係が明確になっていない部分もあるが、日本では費用対効果や安全性が確立されたものではないため、国が推奨しているから接種させよう、というだけの認識では危険に思われる。どこまでリスクを理解し、市民に周知しようとしているのか伺いたい。

(説明者)

確かにそういった話はあるが、例えば、ひとつの自治体がどこまでサーバリックスの安全性を追求できるのか、というのは非常に難しい問題である。1、747ある自治体において、子宮頸がんワクチンの予防接種を実施していない自治体はほとんどない。先日、死亡した例が1例出た。厚生労働省の方でも因果関係を調査している。それを含めて、死亡した例は世界で5例である。万が一の健康被害への救済ということで、市が事業を実施する場合に、民間の保険に加入して救済できるようにしておくこと、また、機構の救済の2本だての保険に加入することを明示している。市としてはその辺を見極めて、子宮頸がんのワクチンの予防効果を踏まえると、接種する価値はあると考えている。

(B委員)

おっしゃるとおりだと思うが、しっかりとした判断や基準がないまま踏み切ってしまうと、後々、問題が起こった際に、不適切な政策決定プロセスというものが問題視される可能性がある。そういった例は過去に実際にあった。それ以降の新たな取り組みに対して足かせとなるデメリットもあるので、その辺は慎重に最新の情報をからめ、ほとんどの自治体を実施しているからということではなく、函館市は全額助成だが自己負担のある自治体もあるので、その辺の判断を誤らないようにしてほしい。

予防について、定期健診をすることによって85%は防げるといわれている。その辺をどこまで浸透させているのか。また、ワクチンの予防効果は6～7年といわれているが、女子中学生が接種した場合に、ウイルスに感染する確率が高まる20歳を過ぎると効果がなくなってしまうといわれている。

接種をして実際に効果が出る段階になった子どもたちが、この街にいないのに税金を使う価値があるのか、ということも議論になっていると聞いている。その辺についてどう考えているのか。ワクチ

ンの接種に関しては、その有効性などを説明し任意の判断に任せるといふことでよいのかもしれないが、函館市としてももう少し母体教育に力を入れていくべきだと思う。子宮頸がんの感染経緯は特定されており、非常に狭いものと思うが。

(説明者)

個別通知をする際に冊子を配布しており、その中で、子宮頸がんの予防接種を接種すると同時に、20歳を過ぎたら子宮頸がん検診を受けるように記載している。予防接種の対象となる中学生や高校生が将来的に函館に残るかどうかが、という疑問はあるかもしれないが、全国的に実施している事業であり、(同様の疑問は他都市においても生じることから)あまり狭い捉え方をしなくてもよいのではないかと考えている。

母体教育については、助成に特化したものではないが、小学生から高校生といった思春期の方を対象とした、体を大切にするための教育を学校を会場として行っている。

(B委員)

間違った情報を発信しない、というスタンスは非常に大事である。パンフレットには、ヒトパピローマウイルスというのは感染すると危険です、ということは書かれている。確かに、誰もが感染する可能性の高いものだが、感染しても複数の方と性交渉をしない限り99%は発症しない程度のものということ認識すると、(予防接種以上に)検診や性交渉も含めてモラルを子どもたちに教えることが大切になると思われる。そのための予算を確保し啓蒙活動に力を入れてもらいたい。

(説明者)

(うなずく)

(G委員)

子宮頸がん予防接種対象者の基準を教えてください。

(説明者)

元々は中学1年生から高校1年生までが接種対象となっていた。性感染症ということで、感染する前に接種しなければならないという意図である。

(G委員)

法律で決まっているのか。

(説明者)

法律ではなく、医学的観点からである。

(G委員)

それは国の基準なのか。

(説明者)

そうである。

(G委員)

高校2年生もそうなのか。

(説明者)

高校2年生については、予防接種が(本年の)1月から実施されたが、ワクチンが不足したため接種対象期間を特例として延長したものである。

(C委員)

周知の仕方が大事だと思う。学校で周知する方法もあるが、母子間で話をするためには家庭内に情報を持ち込むことが大事。何か指導等は行っているのか。

(説明者)

保護者と本人あての個別通知を行っている。

(C委員)

わかりました。

(D委員)

平成22年度任意予防接種費執行状況という資料について伺いたい。先ほどの説明の中で、対象となる方すべての費用を予算計上しているとのことであったが、資料をみると接種率を45%や85%としている。この根拠は何か。

(説明者)

子宮頸がんワクチンは、1回目を接種した1ヶ月後に2回目を接種する。さらに、その1回目の半年後に3回目を接種する。3回接種しないと意味がないものである。1月からの事業なので、2回目までの分しか予算計上していない。

(D委員)

期間内にこの回数までしか消化できない、ということですね。

(説明者)

そのとおり。

(D委員)

では、なぜ高校1年生は85%なのか。

(説明者)

国の補助を受けて行う事業であるため、国が接種率を85%に設定していた。当時の高校1年生については、3月までに1回目の接種を受けなければならず、4月に入ってから1回目の接種は助成の対象とならない扱いであった。そのため高校1年生については多くの方に接種してもらうため、広報もするというので85%で予算を計上した。残りの中学1年生から3年生については、4月に入ってから1回目の接種も助成の対象となるため、(3月までには)おおよそ45%の方が接種を受けるだろうと見込んだことからこのようになっている。

(D委員)

わかりました。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについても同様な考えか。

(説明者)

同様の考え方である。

(D委員)

子宮頸がん予防接種については、高校生であっても保護者の同意が必要なのか。

(説明者)

必要である。

(C委員)

全額公費で支払うことはいいことだとは思いますが、しかし、函館の財政は毎年30億円もの赤字となっており改善の見込みが見えない状況にある。そのため、接種費用についても自己負担を求め、少しでも公費を節減する必要があると思う。市民も職員も長く函館で活躍するためにも延命措置として費用按分することも必要だと思うが。

(説明者)

ポリオやBCGなど予防接種法に基づくものについては、全額公費助成で実施している。それは、子どもを守るために予防接種が多数あるが、それらを全て受けるとなれば保護者の経済的負担が大きくなってしまおうという背景がある。また、将来を担う、函館に住んでいる子どもたちに元気に育ってほしいという観点から、今回の任意予防接種についても全額公費助成している。現段階においては、国から補助を受けている当該予防接種は、来年3月までとなっているところであるが、様々な機会に、事業が継続されるよう国等にも要望を行ってきている。しかし、委員ご指摘のとおり、自己負担の導入については、国の補助がなくなった際には、そういった検討も必要であると考えている。

(F委員)

委員から他に質問等がないようなので、評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いする。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「改善を図る」が4票、「現行どおり」が3票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する仕分けを終了する。

■1-3-5 女性特有のがん検診推進事業費についての説明

- ・資料に基づき、保健所健康づくり推進室健康増進課より説明。

■1-3-5 女性特有のがん検診推進事業費についての質疑

(G委員)

この検診を受けるためには、クーポンを発行してもらってそれを使用するということだが、乳がん・子宮頸がん併せての受診者数が約6千人に対して、償還払い（自己負担）の方が77人で金額にすると12万円となっており少ない。これはクーポンをもらう人が少ないのか、自己負担の人が少ないのか、そういった周知徹底は行っているのか。

(説明者)

クーポンについては、年齢対象者あて個別に送付している。平成22年度であれば5月末に送付しているため、クーポンの送付前に受診済みの方については、償還払いとして支払っている。

(D委員)

今の質問の補充ですが。償還払いの手間暇を考えれば、なぜ、クーポン券を4月1日に発送しないのか疑問であるが。

(説明者)

4月20日時点で函館市に住民登録のある方を対象としている。その後、クーポンを作成するため時間がかかっている。医療機関に対しては事前に内容を通知しており、その中で対象年齢に該当する方については、クーポン券が届いてから受診するようお願いをしている。

(B委員)

先ほどの説明で、受診率を50%まで上げる、という話が出ていた。函館の現状はその半分強くらいであるが、50%というのも低いと思う。諸外国では80%程度くらいいっているが、函館市として受診率を上げていくための対策はあるのか。

(説明者)

内閣府が行っている世論調査や平成22年5月に実施している女性特有のがん検診に関するアンケート調査などで多いのは、何か自覚症状があればいつでも医療機関にかかれる、という回答である。日本は諸外国と異なり医療機関へのアクセスがし易い、そのため、予防に関しては受診などについても率が非常に低い。逆に諸外国は医療機関へのアクセスが不便であるため、検診や予防というものに非常に高い技術を有しており、その受診率も高い。こうした事も踏まえ、受診率を上げるために有効なのは個別通知であると考え。諸外国は3回まで未受診者に個別通知を行っている。そういった意味でもクーポン事業は有効な事業であると考えている。

(B委員)

わかりました。クーポン券に同封している冊子の他に、何か啓蒙活動を行っているのか。

(説明者)

ポスター等の掲示を、医療機関をはじめ、女性の多い事業所としてPTA連合会や美容院などをお願いしている。その他、フリーペーパーなどへの掲載やピンクリボン運動と連動して周知活動を行っている。また、函館に道南乳腺疾患研究会という組織があり、函館市の保健師がそちらの会議に出席し函館市の乳がんの現状を説明している。

(B委員)

わかりました。急激に受診率が上がることは考え難いが、何かのきっかけで受診率が例えば90%となった場合に予算は対応できるのか。そもそも、函館市としては100%の受診に対応できなければならないと思うがいかがか。

(説明者)

国も検診の受診率の目標を50%としているが、現実的には難しいものがあると思う。函館市にお

ける女性特有のがん検診の受診率を勘案すると、そこまでの予算の確保は難しいものとする。

(B委員)

(受診率が100%になることは)現実的ではないかもしれないが、推奨する側としてそうなるのも大丈夫だという心構えだけは必要であると思う。そういった対策だけは考えてほしい。これはお願いです。

(G委員)

先ほどの償還払いの件ですが、事業は平成21年4月1日から始まっているが、既に受診済みの方に償還払いするということですね。

(説明者)

そのとおり。

(G委員)

平成21年4月1日から平成23年5月31日までの間に償還払いした件数と金額はいくらか。

(説明者)

資料に記載の平成21年4月1日という事業開始日は、国の補助事業の開始日を記載している。助成制度は、単年度毎に4月1日から3月31日までということになる。平成21年度の事例でいうと8月末にクーポン券を送付し、9月1日から検診開始となったため、4月1日～8月31日までに検診を受けた方が償還払いの対象となる。平成22年度であれば、6月からクーポン券が使用可能となったため、4月1日から事業開始の前までに検診を受けた方が償還払いの対象になる。

(G委員)

資料に記載のとおり、平成23年度であれば4月1日から5月31日までに検診を受けた方が、償還払いの対象となるのか。

(説明者)

そのとおりである。

(G委員)

(先ほど質問した) これまでに償還払いした人数と金額の資料は持ち合わせていないのか。

(説明者)

子宮がん検診の償還払いの件数は、平成21年度は64件、平成22年度は27件。乳がん検診では、平成21年度は99件、平成22年度は50件となっている。

(G委員)

金額は。

(説明者)

平成21年度の子宮がん検診は95,500円、乳がん検診は168,200円。平成22年度は、子宮がん検診が40,500円、乳がん検診が79,500円となっている。

(G委員)

償還払いは本人の請求により行われるのか。

(説明者)

市の方で検診した対象者を把握できるため、対象者あて個別に請求書を送付している。

(G委員)

わかりました。

(A委員)

対象者全員が受診すれば、予算的に厳しいというお話があった。確かに現在の市の財政状況を考慮すればそうなるのだが、現状の受診率が30%程度で、予防できるものであることから、積極的に事業を推進してほしいと思う。乳がん検診については、私の会社で最近調べたところ、大変混み合っている実態が分かったのでお伝えしたい。実施可能な医療機関が9箇所あるが、医療機関に問い合わせたところ、五稜郭病院は年内は予約で埋まっており、中央病院については11月は2日と19日の2日間だけ予約が空いているとのことであった。9箇所のうち確認したのは2箇所であるが、現状はたった29%という受診率の中であるが、これだけ混雑している状況では受診率の向上を望むことは困難ではないか。例えば、戸井や恵山などでは移動検診を行っているようであるが、拡充を考えていないのか。

(説明者)

乳がん検診は、問診、視診、触診のほかにマンモグラフィという専門の機械による検査が必要である。この機械にもデジタルとアナログがあり、デジタルの方で1台1億円ほどすることもあり、市内においても実施可能な医療機関が9箇所しかない状況にある。働く女性も多いことから、日曜日に検診できるよう「マンモグラフィサンデー」と銘打って、全国的に取り組みが進められている。市内においても、今年度であれば昨年度よりも2箇所増えて6箇所に対応している。また、赤十字病院や国立病院などで日曜日の診察も行っており、拡大する方向で取り組んでいる。

合併した4地域については、医療機関が中々ないという地域性もあり、日本対がん協会の検診車にマンモグラフィを積んで巡回検診してもらっている。

市内の医療機関において、乳がん検診を受け入れる医療機関が少ないのは感じているところである。

(A委員)

国は50%の受診率を目標としているようだが、函館市内において、仮に受診率が50%となった場合、医療機関のキャパシティは対応できるのか。

(説明者)

受け入れについて、ある程度は対応可能だと考えている。クーポン券の使用期間は9か月間あるが、終了間際にかけこみ受診する傾向にある。均一的に受診してもらえるようになれば、可能であると考えている。終了間際に受診することを避けるよう、周知していきたいと考えている。

(A委員)

医療機関が対応可能であるか、感覚的なものではなく数値的なもので調査しているのか。

(説明者)

今手元に資料はないが、事業開始年度の平成21年度に、2月末に近づくにつれて混雑していく傾

向が見えてきたため、その時に、医療機関に対して残り何人の受入が可能か確認を行った。その際には、医療機関側で検診日を増やすなどの対応をしてもらったため正確ではないかもしれないが、その体制にも寄るが、診察日を増やすことにより対応は可能ではないかと考えている。

(A委員)

結論からいうと、調査していない、ということですね。実施するにあたって、受入体制を把握する必要はあると思う。2月で混雑するという話であったが、五稜郭病院に9月に確認した際には、既に年内は予約で埋まっていた。そうであれば、少し手間ではあるが、クーポン券を配る段階で事前に期間を3区分するなどの工夫が必要ではないか。現状の受入体制にあった対応をすべきだと思う。

仕分け人が手法までをいう必要はないのかもしれないが、全体を把握していない現状では、そういった配慮や工夫が必要ではないか。また、今の体制で受診率を50%まで持っていけるのか、予算の増額などが必要ではないのか。

(説明者)

受入の医療機関を拡大するのは営業行為になるため、対応する人を増やす必要があると思う。(医療機関が)マンモグラフィを新たに持つことは、函館市に限定した考えではなく、函館圏域での患者数を見越した判断が必要になると思われる。

(D委員)

今の話を聞いていると、受診率の低さは受診機会の少なさによってもたらされているのではないかと疑ってしまう。マンモグラフィなどの機械所有の有無や検診日、これは医者数や毎日検診していないなどの実情はあると思うが、他にクーポン券の対象とならない方や函館市内に居住していない方も検診することによりそういった状況が生じている。

一方で、医療機関の経営を考えれば、積極的に(受診者を)増やしたいと思うような適正な料金なのかということもある。詳細は分からないが。

総合的に考えて、今の話のように、2箇所聞いて空きがなければあきらめてしまう人が出てくる可能性がある。その状況に怒る人もいるかもしれないが、あきらめてしまう人もいる。そういったことを踏まえてどうプログラムするのか、そういったことも市担当部局が考えるべきである。

対象者や受け入れ施設の状況を数値でしっかり補足し、医療機関との調整もしっかりできていれば、受診率が向上する可能性があると思う。(受診率が)上げないようにしているとまでは言わないが、結果として上がりにくくなっている可能性は捨てきれない。そのことについてどう思うか。

(説明者)

医療機関の方から、自己負担で受診したのかクーポン券で受診したのかについて、受診した翌月には報告が来ることになっている。乳がん検診の対応が可能な9施設については、大きい総合病院がほとんどで、月曜日から土曜日まで産婦人科などの診療を行っている。これまでに、マンモグラフィの使用が予約で一杯になった、というような話は聞いたことがなかった。委員ご指摘の状況を踏まえ、事実確認をしていきたいと考えている。2月の利用実績が多いという認識はあったが、他の月については余裕があるものと認識していた。

(D委員)

全額自己負担だと、いくらかかるのか。

(説明者)

乳がん検診で1,800円で、子宮がん検診1,500円となっている。

(D委員)

高額であれば、そこで全額自己負担で受診しようとする可能性はそれほど多くはならない。4月20日に住民登録している方に対して、5月27日にクーポン券を送付している。クーポン券の使用期限は2月29日までで年度末までとなっている。そういうのは制度的な欠陥である。役所の仕組み上こうしなければならないのかもしれないが、利用する側からすると使いにくい制度になっている。受診する側に立った制度を構築しなければ何の意味もない。これは意見である。

(説明者)

(うなずく)

(E委員)

市民の声として、クーポン券に対しての要望などはあるか。

(説明者)

特にない。

(E委員)

そうであれば、クーポン券を利用している方は問題なく使用している、ということですね。

乳がん検診と子宮がん検診の対象年齢を5年刻みにしたのは分かりやすいからなのか。

(説明者)

医学的見地から国が5年に定めているものである。

(E委員)

例えば、子宮がん検診であれば、対象外となる21歳から24歳までの方については、自己負担により検診するほかないのか。

(説明者)

函館市においては、女性特有のがん検診のほかに一般のがん検診も行っている。その中でも、乳がんと子宮がんの検診を2年に一度(奇数年生まれ、偶数年生まれを交互に対象として)行っている。その対象年度には、安い自己負担で受診することができる。

(D委員)

乳がん検診の自己負担額1,800円などは、公的保険の内容なのか。

(説明者)

一般財源で・・・。

(D委員)

医療機関への支払額はいくらなのか。

(説明者)

委託単価は、乳がん検診で8,111円、子宮がん検診で7,980円となっている。

(D委員)

つまり2階建てになっているということか。函館市におけるがん検診については公的助成があって、助成後に本人に負担してもらう部分の（乳がん検診であれば）1,800円をさらに無償にするというものが、女性特有のがん検診推進事業ということか。

(説明者)

(うなずく)

(D委員)

わかりました。残りの8,111円については別の事業で行っているのか。

(説明者)

がん検診事業ということで実施している。

(D委員)

ということは、当該事業のクーポン券を利用せずに、一般のがん検診事業だけの適用を受け一定の自己負担を支払って終えている人も可能性としてはいるということか。

(説明者)

そういう方もいる。

(D委員)

そういう方を捕捉しているのか。

(説明者)

平成21年度の（がん検診事業を適用した）受診者は、子宮がん検診で5,071人、乳がん検診で2,166人となっている。

(D委員)

それは対象年齢の方で、ということか。

(説明者)

それはクーポン券の対象年齢という意味か。

(D委員)

そうです。つまり、クーポン券の対象年齢なのだが、クーポン券を利用せず、自己負担1,800円や1,500円を支払って受診している人はいないのか。また、その人数を把握しているか。

(説明者)

先ほど償還払いを・・・。

(D委員)

償還払いの話をしていない。私は4月から6月に受診した方のことを聞いているのではなく、クーポン券をもらったがあるいは無くしてしまって、1,800円を自己負担した方はいるのか聞いている。

(説明者)

そういう方はいない。

(D委員)

ゼロ。わかりました。私は（自己負担が）1,800円と聞いた時にそんなに安いはずはないと思った。検診費用がそんな額で済むはずがないと。実際は、一人あたり8千円ほどの費用がかかっており、それを市としては通常1,800円まで減額しているのだけれども、さらに該当する年齢の方は無償にしている。この1,800円というのは、函館市で行うすべてのがん検診で行っているのか。

(説明者)

がん検診には、胃がん検診や肺がん検診などある・・・。

(D委員)

女性特有のがん検診だけで構わない。年齢にかかわらず、8,000円ほどの費用を市が一部負担することにより1,800円まで下げているが、さらに1,800円が女性特有のがん検診事業によってカバーされる、ということでしょうか。そういった説明を最初にするべきではないか。他の委員もご存知か。

(E委員)

わからなかった。

(D委員)

この事業の何十倍もの規模で、がん検診事業があるのか。

(説明者)

はい。

(D委員)

どのくらいの金額か。この資料から類推しても4～5倍はあると思われるが。

(説明者)

クーポン券を利用した方については、8,200円が直接医療機関の方に支払われている。

(D委員)

その8,200円が、予算としては2箇所（2つの事業）から出ているということですね。

(説明者)

女性特有のがん検診であれば、全額の8,200円を支払っている。がん検診推進事業では、女性特有のがん検診の対象外となる方分の委託料をみている。乳がん検診では1,200万円ほど予算計上している。

(D委員)

函館市のがん検診については、全てのがん検診のうち1,800円の自己負担を除いた額が補助されるんですね。

(説明者)

8,200円は乳がん検診です。

(D委員)

乳がん検診ですか。

(説明者)

70歳以上の方は無料となっている。

(D委員)

子宮がん検診は。

(説明者)

子宮がん検診は自己負担額が1,500円で、委託費用は7,980円となっている。

(D委員)

女性特有のがん検診推進事業費の(平成22年度の)決算見込み金額は5,400万円ほどですが、がん検診推進事業の決算見込み額はいくらか。

(説明者)

がん検診推進事業の対象は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの5項目で、平成22年度の決算見込み額は9,857万円となっている。

(D委員)

全部で9,800万円の予算があって、女性特有のがん検診推進事業として5,400万円の予算があるという意味ですね。ありがとうございました。

(E委員)

(この事業の)お金のかかりかたが複雑で、市民がきちんと理解できないと思う。現に、恥ずかしい話であるが、私が対象であるということを知っていなかった、ということを知った。今後、周知方法に工夫が必要だと感じた。受診率アップのためにもその辺を検討してもらいたい。

(説明者)

クーポン券の対象だったのか。

(E委員)

クーポン券の方ではなく、がん検診推進事業の方である。

(説明者)

函館市の方で、がん検診・特定健診カレンダーを全戸配布している。希望者だけ受診する形になっているので分かりづらい部分があった。そのため、女性特有のがん検診推進事業については個別通知している。

(E委員)

知ることができるようになっているが、それも含めて、市全体の広報のあり方を検討していく必要があると思う。

(D委員)

きつい言い方かもしれないが、制度自体が複雑ということもあり、周知が対象者に届きにくいものとなっている。女性特有のがん検診推進事業については国の補助事業として入ってきて、それ以前の

函館市の独自事業として、がん検診推進事業がある。それらが一つになっていることが分かりづらくしている要因なのではないかと思う。今回の説明で全貌がやっと理解できたので、その広報についてより一層の改善をお願いしたい。また、せっかく女性特有のがん検診推進事業というものがありながら、期間を制約することにより使いづらくしている可能性がある。その点については、対象者の方に意見を聞くなどして、制度設計の改善を望む。

(F 委員)

時間となったので評価に入りたいと思う。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いする。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行う。「改善を図る」が6票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『改善を図る』となった。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、本日の事業仕分けを終了する。